

「文検国語科」の研究 (1)

— その制度と機能について —

小笠原 拓*

A Study of the State Examination for Secondary School Teachers of Japanese (*Kokugo*) in Pre-War Japan (1)

OGASAWARA Taku

キーワード：検定試験制度，中等学校教員，国語科，教員の学び，戦前期

Key Words：state examination, secondary school teachers, Japanese, teacher training, pre-war Japan

I 研究課題

戦前から戦後にかけての生活綴方運動における代表的実践家であり，鳥取県の郷土教育の振興にも努めたことでも知られる峰地光重は，自著のなかで教員の読書について次のように述べている¹⁾。

本は読みたい時によむがいいと思ふ。文検をうけるためによんだり，批評をするがためによんだりすると，本を読んでも，余裕がちつともなく，したがつて本のもつ味が分らない。それは御飯をせき込んでかきこむと同じだ。事務的に読書することになると，嫌々ながら読書しなくてはならなくなる。さうなると長いものなどに接すると，反感さへ起きて来ることがある。反感で働らきかける場合，いいものも反発してしまふ。

自分の実感に生きながら読書して行く中に養はれたもので，文検などに向つて見るのはよいが，初めから文検など目あてに読書してゐると，余程しつかりしてゐないと，いつの間にかその人は本に読まれてしまつてゐる。

ここで繰り返し触れられている「文検」が，本稿で扱おうとしている戦前における中等教員検定試験の略称である。正式名称を「文部省師範学校中学校高等女学校教員検定試験」といい，ほぼ学歴を問わず試験によって中等教員の免許を獲得することのできる制度であった。この制度が当時の小学校教員にとって魅力的なものに映ったのは，想像に難くない。なぜなら戦前において小学校教員と中等学校教員の間には，社会的地位においても待遇の面においても大きな格差が存在していたからである。引用文からもわかるように，そのような「受験勉強」が小学校の現場において必ずし

* 鳥取大学地域学部地域教育学科

も好意的に捉えられていた訳ではなかった。しかしながら、常に小学校をその実践の場としてきた峰地が繰り返し述べていることから、当時の小学校教員のなかに、この「文検」によって自らのキャリアアップを図るものが決して少なくなかったことを窺い知ることができる。

戦前において、中等教員（中学校、高等女学校、師範学校）の資格を得るためには、3つのルートが存在していた。第1は高等師範学校・女子高等師範学校を中心とする教員養成を目的とした官立学校を卒業することであり、これは検定を必要としなかった。第2は、文部大臣の指定もしくは許可を受けた学校において行われる、無試験検定のルートである。これらのルートに対し、一定の資格を有する者が検定試験を受け、それに合格することによって中等教員になれる第3のルートが存在した。これが「文部省師範学校中学校高等女学校教員検定試験」である。（これ以降は、これまでの研究に即して、この制度に対し「文検（ぶんけん）」という呼称を用いることとする。）

戦前は有資格の中等教員が慢性的に不足しており、第1のルートのような正統的な制度に第2のルートのような補足的な制度を加えても、有資格教員を十分に確保することが難しかった。そのためより開放的な制度として、中等教員に相応しい力量を有するものがこの「文検」を合格した場合には、教員免許状を与えるとされていた。これまでの研究によると、この「文検」によって中等教員の免許状を手にした合格者は累計で約2万3,000人以上にのぼることがわかっている²⁾。多いときには公立中学校における有資格教員の3割以上が、この「文検」出身者であった。とはいえ「文検」は、誰もが簡単に合格できた訳ではなく、学科目によって異なるものの、合格率は10%程度であった。

筆者が「文検」制度に着目したのは、それが中等教員を目指す受験生たちの学びの場としての機能を有していたのではないかと考えたからである。これまで過去の教員や教育実践を研究対象とするとき、その中心は授業にあった。一方でその授業を支えたであろう教員自身の学びについては、あまり注意が払われてこなかった。授業はその時間内だけで成立するものではなく、それ以前の様々な営みの集積としてある。だとするならば、教員の学びの実態を探ることは、教育実践の成立過程を明らかにするために不可欠の作業である。「文検」の実態を明らかにすることによって、これまであまり注目されてこなかった過去の教員たちの学びの実態に、試験という制度の側面から接近することができると思ったのである。

本研究は、この「文検」制度のうち、最大規模の受験者を集めたとされる「国語」に着目し（以後は「文検国語科」という呼称を用いる）、その実態の解明を目的とするものである。試験制度を通じて、戦前における教員の学びの実態解明を目指すとともに、これからの教員の学びのあり方についても考察していきたい。

Ⅱ 先行研究

「文検」にいち早く注目した研究としては、佐藤由子『戦前の地理教師——文検地理を探る』（古今書院、1988年）を挙げることができる。佐藤は地理学研究者および社会科教員の立場からこの制度に着目し、試験内容の分析や受験者の実態解明を詳細に行った。とくに当時の地理学の状況と「文検地理」の試験問題とを比較検討し、その関連を明らかにしようと試みた。佐藤の研究以前、「文検」という制度の存在は知られていたものの、その運営の実態や具体的な試験内容等はほとんど明らかにされていなかった。佐藤によって、ようやくこの試験制度の本格的な研究がスタートしたといえよう。

佐藤の研究の後を受けて、この制度の本格的な研究を推し進めたのが、寺崎昌男を中心とする「文検」研究会である。この「文検」研究会による研究成果は、『「文検」の研究——文部省教員検定試

験と戦前教育学』（学文社、1997年）、『「文検」試験問題の研究——戦前中等教員に期待された専門・教職教養と学習』（学文社、2003年）という2冊の著作にまとめられた。前者では、まず「文検」の法的規定・試験科目・日程など制度の面を明らかにした。次に戦前における「教育学」の実態と歴史の解明という観点から、「教育科」および「教育ノ大意」という二つの試験科目に着目し、試験問題の分析や試験委員の関わりなどについて検討している。さらに「文検」受験に関わる、受験雑誌や学習集団に着目して、受験者の「文検」受験者の実態解明を試みた。後者では、各試験科目についての研究が進められ、おもに「英語」「数学」「歴史」「公民」「家事及裁縫」などの試験問題の分析が行なわれている。また「国語科」に関わる研究として、「文検国語科」受験者のキャリアや合格後の動向について、儀堂保『独学者列伝』（日本評論社、1992年）などを題材に検討されている。

この他にも、鈴木正弘『「文検」歴史科について——概要と足跡』（比較文化史学会編『比較文化史研究』第1号、1999年）、小田義隆「戦前日本における『文検』歴史科試験問題の分析」（日本教師教育学会編『日本教師教育学会年報』第9号、2000年）、井上えり子「中等学校家事科教員検定試験研究（第1報）——『文検家事』の機能」（日本家庭科教育学会編『日本家庭科教育学会誌』第44巻第3号、2001年）、邵艶『「文検支那語」に関する研究ノート——戦前中国語教員養成の一面』（日本教育学会編『教育学研究』第72巻第1号、2005年）など、とくに学科目単位での研究が深められつつある。しかし「文検」の試験科目は全部で40科目（時期によって異なる）程度存在し、数多くの学科目は未開拓のままである。寺崎らの研究においてすでに対象となった試験科目にしても、試験問題の分析や試験委員の確定など基礎的な作業が終了したという段階に過ぎない。「国語」を含め、未開拓の教科についての研究を進めることによって、この検定制度が有していた意義をより鮮明に明らかにすることができると思われる。

ことに「国語」については、「文検」のなかでも最大規模の受験者を集めた学科目であるにも関わらず、十分な研究が行われてこなかった。先に挙げた「文検」研究会においても、「文検国語科」は採り上げられる予定であったが、日本教育学会第61回大会（2002年）においてその一部が発表されたにとどまっている³⁾。また管見の限り、国語教育学の分野においても「文検」を扱っている本格的な研究は存在しない。これは従来の国語教育学分野の歴史研究が（筆者自身のこれまでの研究を含めて）初等教育に偏る傾向があり、そのことが中等教員を養成する制度である「文検」にはあまり注意が払われてこなかった要因となったとも考えられる。いずれにせよ先に挙げたような学科目単位での研究をさらに進める上でも、また「文検」制度の全体像を把握する上でも、「文検国語科」の詳細な研究が不可欠な状況にある。本研究は、これまでの「文検」研究における研究的空白を埋める役割を担うとともに、戦前における中等学校「国語科」の実態解明についても、新たな角度から光をあてるものであるといえる。

Ⅲ 「文検」制度の枠組み

1 制度としての「文検」と「文検国語科」の役割

本稿では、「文検国語科」制度の全体像を把握するための基礎的作業として、その制度的枠組みの変遷と受験状況の整理を中心に行うこととする。そこでまず先行研究などを手掛かりに、学科目ごとの分析を行う上で必要な「文検」制度の大枠について確認しておきたい。先にも述べたように戦前期において、中等学校以上の教員の養成は官立の高等師範学校などが中心的な担い手であった。

しかし官立学校等における教員の養成は費用がかかるため、学校数に見合う有資格教員をそれらの学校のみで賄うことは困難であり、先に挙げたような学校の卒業者でなくとも、学力優秀な者に教員の免許状を与えて有資格教員を増やす必要があった。そこで文部省は、教員に資格を与えるための検定試験を実施し、問題の解決を図ることとなったのである。この教員検定試験は、担当する学校のレベルや種別に合わせて、中等学校（尋常師範学校・中学校・高等女学校）、高等学校（高等学校・大学専門学校）、実業学校という3つのカテゴリーにわけて実施されていた。本来この3つの教員検定試験が「文部省教員検定試験」と呼ばれるものである。このうち中等教員の検定試験についてのみが、一般的に「文検」と略称されていた。ちなみに高等学校教員検定試験のことは「高検」、実業学校教員検定試験のことは「実教」と略称されることもあったようである⁴⁾。

中等学校の教員免許状は、現在と同様に教科ごとに授与された。したがって「文検」についても基本的には1学科目ごとに試験が行われ、合格すれば学科目ごとの免許状が授与される仕組みであった。よって「文検国語科」とは、中等学校において「国語」の教員となるための資格試験のことを指している。よって試験についても各教科の内容が中心であり、「国語」であれば古典文学や国語学など国語に関わる問題が中心であった。ただし1908（明治41）年11月26日に実施された「教員検定ニ関スル規程」の一部改正（文部省令第32号）によって、「教育科出願者及教員免許令ニ依リ授与セラレタル教員免許状並小学校本科正教員免許状ヲ有スル者」以外は、各教科に関する試験とは別に「教育（ノ）大意」が試験科目として課せられることとなった⁵⁾。さらに同様の条件によって、1916年（大正5）年3月29日の文部省令第8号において、「国民道徳要領」の試験が課されることとなった⁶⁾。また「国語」については、「国語及漢文」で1教科と捉えられることが多く、時期によっては漢文や漢詩についても試験範囲として課されることがあった（この点については、IVで詳述する）。

2 受験資格

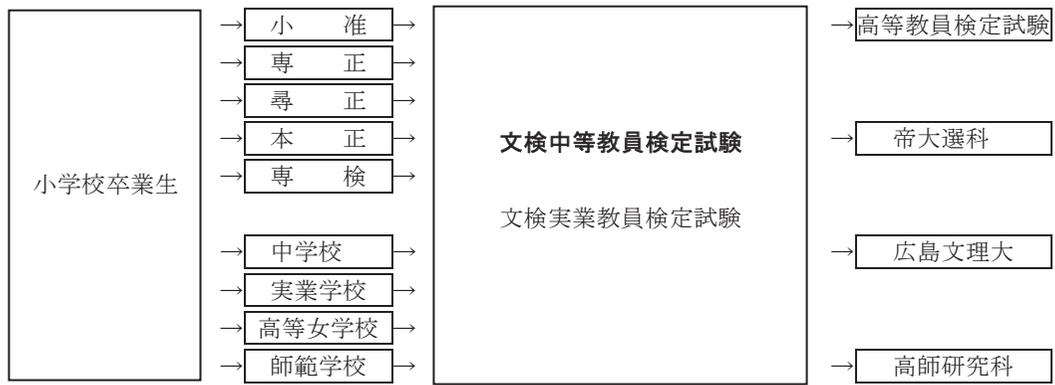
次に、「文検」の受験資格について確認しておきたい。「文検」の受験資格が正式に定められたのは比較的遅く、1907（明治40）年の「教員検定ニ関スル規程」の一部改正においてであった。この「規程」の第6条において、「文検」の基本的な受験資格が次のように定められた。

- 1 中学校ヲ卒業シタル者
- 2 修業年限4箇年以上ノ高等女学校ヲ卒業シタル者
- 3 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定ニ合格シタル者
- 4 専門学校入学者検定試験第8条第1号ニ依リ一般ノ専門学校ノ入学ニ関シ指定ヲ受ケタル者
- 5 小学校本科正教員ノ免許状ヲ有スル者
- 6 明治42年2月以前ニ於テ教員免許令ニ依リ授与セラレタル教員免許状ヲ有スル者

1, 2については字義通り中学校・高等女学校を卒業した者を指すことは明確である。5については小学校正教員の免許状を得た者として師範学校卒業者を原則とするがそれと同等の資格をもつ者を指すとみてよいだろう。3, 4についても高等教育を受けるために中等教育修了と同等の学力をもつ者のことを意味すると考えられる。したがって原則として中等教育以上の教育を受けた者が「文検」の受験者として想定されていたといえる。

ただしこの受験資格は、比較的高いハードルと考えられていたようである。そこで年を負うごとに受験資格の引き下げが行われることとなった。例えば1916（大正5）年の「教員検定ニ関スル規程」改正では、2の「修業年限4箇年以上ノ高等女学校ヲ卒業シタル者」は「高等女学校及高等女

学校実科若ハ実科高等女学校卒業生」に、5の「小学校本科正教員ノ免許状ヲ有スル者」は「小学校本科正教員若ハ尋常小学校本科正教員ノ免許状ヲ有スル者」へとそれぞれ改められた。後者に関してはさらにその枠が拡大され、「小学校専科正教員若ハ小学校准教員ノ免許状ヲ有スル者」にも受験資格が与えられるようになった。「文検」が教育に志をもちつつも、経済的な問題など様々な理由によって中等教育以下の学歴や資格しかもちえなかった人々に対して、中等学校教員の正式資格を得る機会を与えた制度であったといえよう。なお当時の受験手引書では、「文検」制度へいたる試験の流れが以下のような図によって説明されていた⁷⁾。当時における独学者たちの受験によるキャリアアップの過程を知る上でも興味深い資料である⁸⁾。



【備考】西川良一『文検国語科の新研究』（文泉堂書房、1935年、13頁）により作成。なお、「小准」は「小学校准教員」，「専正」は「小学校専科正教員」，「尋正」は「尋常小学校本科正教員」，「本正」は「小学校本科正教員」，「専検」は「専門学校入学者検定合格者」をそれぞれ意味している。

（図1）1935（昭和10）年時点における「文検」の受験資格と受験の流れ

IV 「文検国語科」試験制度の変遷

1 初期の「文検国語科」

「文検」制度の大枠について把握したところで、ここからは、本題である「文検国語科」の実態解明に進んでいきたい。まず「文検国語科」の試験制度の変遷について、具体的な法令などをもとに整理していくことにする。（表1）は、「文検国語科」の制度的変遷を、先行研究などをもとに、中学校・師範学校・高等女学校の変遷と並べつつまとめたものである。「文検国語科」は中等教育に携わる教員になるための試験であり、これらの学校の制度的な変遷からは、当然大きな影響を受けることが予想される。小学校とは異なり、中等教育は学校種によって対象となる法令が異なるため、その全体像を捉えるのは困難であるが、できる限りそれぞれの制度との関係を意識しながら、分析を進めていきたい。

「文検」という制度が法令上に現れるのは、1884（明治17）年8月13日の「中学校師範学校教員免許規程」（文部省達第8号）においてである。その第1条において「中学師範学科若クハ大学科ノ卒業証書ヲ有セシテ中学校師範学校ノ教員タラント欲スル者ニハ品行学力等検定ノ上文部省ヨリ免許状ヲ授与スルモノトス」ことが定められ、さらに第2条において、その学科目が示された。こ

の第2条には「国語」という学科目は明記されていない（「漢文」「習字」はすでに明記されている）。後の「国語科」にあたるものとして考えられるのは、「和文」という学科目である。これは1881（明治14）年7月29日に文部省より布達され、当時の中学校における教育内容を規定していた「中学校教則大綱」（文部省達第28号）において、「和漢文」という教科の名称が用いられていたことに従っているものと考えられる。

1886（明治19）年6月22日に定められた「尋常中学校ノ学科及其程度」（文部省令第14号）において、尋常中学校における学科の名称として「国語及漢文」という名称が用いられるようになった。これにともない、1887（明治20）年に行なわれた第3回の試験から「国語」という名称が用いられるようになる。『文部省第15年報』によれば、このときに実施された学科目の区分は、「倫理、教育、国語、漢文、英語、仏語、独語、数学、簿記、地理、歴史、博物、物理、化学、農業、手工、家事、習字、図画、音楽、体操」であった。あえて名称にこだわるなら、この第3回目が「文検国語科」の起源といえなくもないが、本研究では第1回目・第2回目に「和文」という学科目で実施された試験も、後の「国語」と一続きのものと考えている。

2 「漢文科」「習字科」との関係

「文検国語科」の制度的変遷をみていく際に注意しなければならないのは、他の学科目、とくに「漢文」とのかかりである。第3回以降の試験においても、法令的に幾つか変更点があったが（たとえば1896（明治29）年12月2日に制定された「尋常師範学校尋常中学校高等女学校教員免許規則」における予備試験・本試験方式の成立や、1900（明治33）年3月31日の勅令第135号「教員検定委員会官制」による教員検定委員会の設置など）、「国語」という学科目の枠組みについては大きな変化はなかった。

「国語」と「漢文」の関係が大きく変化するのは、1900（明治33）年6月1日に制定された「教員検定ニ関スル規程」（文部省令第10号）である。この規程の第2条において「国語、漢文ハ合セテ一学科目トシテ検定ス」ことが定められ、これ以降、「国語」と「漢文」は一つの学科目として取り扱われることとなる。翌年の5月9日にこの規程は一部改正となるが、その際も「検定ヲ為スヘキ学科目」は「修身 教育 国語及漢文 英語 仏語 独語 歴史 地理 数学 物理及化学博物 法制及経済 習字 図画 家事及裁縫 体操音楽 簿記 農業 商業 手工 手芸」とされ、「国語及漢文」というひとまとまりの学科目として取り扱われることに違いはなかった。

「国語」と「漢文」の繋がりがやや緩められるのは、1907（明治40）年4月25日に行なわれた「教員検定ニ関スル規程」の一部改正（文部省令第13号）である。ここでも学科目として「国語及漢文」という繋がりは従来のままであったが、第11条において、「国語及漢文ニ在リテハ国語、漢文ノ一（中略）ニ関シ成績佳良ナルトキ教員検定委員会会長ハ其ノ部分ノ成績ニ関シ証明書を授与スベシ」ということが定められた。この規定によって「国語」もしくは「漢文」に関する証明書を与えられた者は、次に「国語及漢文」の検定を受験する際、「其ノ証明書ニ記載シタル部分ノ試験」を免除されることとなった。

「国語」と「漢文」が完全に別個の学科目として扱われるようになるのは、1921（大正10）年3月4日における「教員検定ニ関スル規程」の一部改正（文部省令第14号）を待たなければならなかった。この改正により、これまで「国語及漢文」とされていたものを「国語」と「漢文」という別個の学科目とすることが定められた。この改正に伴って「本令施行前ニ於テ国語、漢文ノ一ニ関シ成績佳良ノ証明書ヲ授与セラレタル者ニ対シテハ国語科若ハ漢文科ノ免許状ヲ授与ス」ることとなっ

た。ただし「国語科ノ予備試験ニ於テハ漢文、漢文科ノ予備試験ニ於テハ国語ヲ併セ課ス」ことが同時に定められた⁹⁾。

一方、「習字」については、1901（明治34）年の「中学校令施行規則」および同年の「高等女学校令施行規則」等において、「国語及漢文」（中学校）もしくは「国語」（高等女学校）のなかに含まれていたにもかかわらず、「文検」においては常に別個の枠組みで試験が行われていた。

1931（昭和6）年1月10日に行われた「中学校令施行規則」の改正（文部省令第2号）により、「国語及漢文」は「国語漢文」に名称が改められた。これに伴って、1932（昭和7）年8月30日に実施された「教員検定ニ関スル規程」の一部改正（文部省令第35号）において、「文検」の受験教科も再び「国語漢文」としてひとつにまとめられ、「習字」もこの学科目のなかに含まれることとなった。しかし実際には「国語」「漢文」「習字」の3部にわけて受験することが可能であり、免許状もそれぞれの部ごとに与えられることが定められていた。

3 「文検国語科」の終焉

1943（昭和18）年3月31日に「師範学校中学校高等女学校教員検定規程」（「教員検定ニ関スル規程」を名称変更）は、師範学校が専門学校程度の学校に昇格したことに伴って、「中学校高等女学校検定規程」という名称に改められた。さらに同年に制定された「中等学校令」「中学校規程」「高等女学校規程」による学科課程の統合再編により、検定が行なわれる学科目も変更された。これまで「国語漢文」とされていた学科目は「国民科国語」に変更された。ただし習字に関しては「芸能科書道」に改められ、「国語漢文」からは外されることとなった。

ただしこの規程のもとで、実際に試験が実施されることはなかった。戦況の悪化により、この規程が適応されるはずであった1944（昭和19）年以降の「文検」は、中止を余儀なくされたからである。また戦後に関しても3度の試験が実施されたが、そのなかに「国語」に関する教科は含まれていなかった。1943（昭和18）年に実施された試験を最後に、「文検国語科」は終焉を迎えることになったのである。

（表1）「文検国語科」略年表

年	「文検国語科」関連	中等教育関連
1881(明治14)年		「中学校教則大綱」の制定。国語に関する学科目は「和漢文」と「習字」。
1884(明治17)年	「中学校師範学校教員免許規程」の制定（「文検」の制度化）	
1885(明治18)年	第1回「文検」実施。国語にかかわる学科目としては、「和文」「漢文」「習字」の3学科で試験が実施されることになっていた。	
1886(明治19)年		「中学校令」および「尋常中学校之学科及其程度」制定。国語に関する学科目は「国語(及)漢文」と「習字」。
1887(明治20)年	第3回「文検」実施。国語にかかわる学科目としては、「国語」「漢文」「習字」の3学科で試験が実施された。	

1891(明治24)年		「中学校令」改正。各府県に数校の設置が認められ、以後、学校数が増加する。また、高等女学校が尋常中学校の一種とされ、女子の中等教育機関として法的に規定される。
1892(明治25)年		「尋常師範学校ノ学科及其程度」制定。国語に関する学科目は「国語」「漢文」「習字」。
1894(明治27)年		「高等学校令」が公布され、高等学校と尋常中学校が分離される。
1895(明治28)年		「高等女学校規程」が制定される。国語に関する学科目は、「国語」と「習字」。「漢文」は随意科目とされる。
1896(明治29)年	予備試験・本試験方式の成立(次年度より実施)。	
1897(明治30)年		「師範学校令」制定。
1899(明治32)年		「中学校令」改正。尋常中学校の名称を中学校と改称する。
		「高等女学校規程」を改め、「高等女学校令」および「高等女学校ノ学科及其程度ニ関スル規則」制定。国語に関する学科目の枠組みは変わらず。
1900(明治33)年	教員検定委員会の設置。	
1900(明治33)年	「国語」と「漢文」がひとまとまりの学科目とされ、同時に受験することが義務づけられる(この年から実施)。	
1901(明治34)年		「中学校令施行規則」制定。国語に関する学科目は「国語及漢文」。それまで独立して実施されていた「習字」もこのなかに含まれる。
1901(明治34)年		「高等女学校令施行規則」制定。国語に関する学科目は、「国語」。「習字」は「国語」のなかに編入され、随意科目としての「漢文」は削除された。
1902(明治35)年		「中学校教授要目」制定。
1903(明治36)年		「高等女学校教授要目」制定。
1907(明治40)年	「教員検定ニ関スル規程」が一部改正。「国語」または「漢文」の成績優良者に証明書が与えられ、次回はその部分の試験を免除されることとなる。「官報」に「国語漢文科」における指定書が掲載される。	
1910(明治43)年		「高等女学校令」および「高等女学校令施行規則」改正。国語に関する学科目の枠組みは変わらず。
1911(明治44)年		「師範学校規程」制定。国語に関する学科目は「国語及漢文」と「習字」。
1919(大正8)年		「師範学校教授要目」制定。
1920(大正9)年		「高等女学校及実科高等女学校教授要目」制定。
		「中学校令」および「中学校令施行規則」改正。
		「高等女学校令」および「高等女学校令施行規則」改正。
1921(大正10)年	「国語」と「漢文」を別個の学科目として試験を実施することが定められる。ただし「国語」を受験する場合でも、予備試験では「漢文」の問題が課された。	
1925(大正14)年		「師範学校教授要目」改正。

1931(昭和6)年		「中学校令施行規則」の全面改正。「国語及漢文」は「国語漢文」に改められ、両者のより密接な連関が図られる。 「中学校教授要目」改正。 「師範学校規程」および「師範学校教授要目」改正。国語に関する学科目は、「国語漢文」（習字はこのなかに含まれる）。
1932(昭和7)年	「国語漢文」は学科目として再びひとまとまりのものとなる(ただし実際には、「国語」「漢文」「習字」の3部を別々に受験することが可能であった。)	
1937(昭和12)年		「高等女学校令施行規則」改正。 「中学校教授要目」改正。 「高等女学校及実科高等女学校教授要目」改正。 「師範学校教授要目」改正。 「中学校教授要目」改正。
1939(昭和14)年 1943(昭和18)年	「師範学校中学校高等女学校教員検定規程」を「中学校高等女学校教員検定規程」と改称する。国語に関する学科目としては、「国民科国語」が実施される予定であった。	「中等学校令」・「中学校規程」・「中学校教科教授及修練指導要目」の制定。中学校における国語に関する学科目は、「国民科国語」。 「高等女学校規程」制定。国語に関する学科目は、「国民科国語」。

〔備考〕『「文検」の研究——文部省教員検定試験と戦前教育学』（寺崎昌男・「文検」研究会編，学文社，1997年），『日本近代教育百年史』4-5（国立教育研究所編，教育研究振興会，1974年），『国語教育史資料』第5巻（増淵恒吉編，東京法令，1981年）等を参照して作成。

V 「文検国語科」の受験状況

1 受験者数の変遷

次に「文検国語科」の受験状況について整理し、その変遷について具体的に分析することにする。実際、どの程度の規模で受験生が集まり、そして合格していったのであろうか。（表2）は『文部省年報』に掲載された数値をもとに、「文検国語（及漢文）科」の受験者および合格者の推移をまとめたものである。ところどころ、データを集めることが出来なかった部分もあるが、ほぼ全体の様子を把握することができた。これによれば、1895（明治28）年頃、約200人程度であった受験者は徐々に増加し、1901（明治34）年には600名を超えるほどまでになった。それ以後はやや伸び悩み、200名近くに落ち込んだ時期もあったが、1921（大正10）年に「国語科」のみでの受験が可能となり、さらに翌年からは試験が年2回実施とされたことなどから、受験者が大幅に増加し、1年に1,000人以上の受験者を集めるまでになったことがわかる。

男女比でみると、圧倒的に男子が多く女子は全体の10分の1程度に過ぎない。よって合格者もほとんどの年が一桁であり、「文検」によって女性が「国語科」の教員となることが、非常に稀であったことが窺われる¹⁰⁾。ただしそれは合格率が低かったということではなく、あくまで受験者の少な

さによるものであると考えられる。

合格率は、一部の例外を除いて、ほぼ10%前後であった。どちらかといえば後半になるにつれて合格率は下がっており、受験生の飛躍的な増大と比較すると、合格者数の変化は小幅なものに止まっているといえるだろう。たとえば最も多くの受験生を集めた1928(昭和3)年でも、合格者は76人(合格率4.07%)に過ぎない。受験生の増加が合格者の増加にまでつながっていない様子がわかる。「国語」は多くの受験生にとって取り組みやすい学科目であったが、合格の水準にいたるには、やはりかなりの実力が要求されたということであろうか。

(表2)「文検国語科」の受験者および合格者の変遷

年 度	受 験 者			合 格 者			合格率	備考
	男	女	合計	男	女	合計		
1895(明治28)年	187	7	194	20	2	22	11.34%	
1896(明治29)年	179	16	195	15	7	22	11.28%	
1897(明治30)年	184	15	199	24	5	29	14.57%	
1898(明治31)年	307	16	323	37	4	41	12.69%	
1899(明治32)年	359	22	381	49	8	57	14.96%	
1900(明治33)年	—	—	490	—	—	39	7.96%	※1
1901(明治34)年	—	—	610	—	—	45	7.38%	
1902(明治35)年	—	—	569	—	—	46	8.08%	
1903(明治36)年	—	—	698	—	—	44	6.30%	
1904(明治37)年	—	—	606	—	—	48	7.92%	
1905(明治38)年	—	—	559	—	—	55	9.84%	
1906(明治39)年	—	—	558	—	—	47	8.42%	
1907(明治40)年	540	33	573	53	3	56	9.77%	
1908(明治41)年	488	44	532	57	6	63	11.84%	
1909(明治42)年	319	24	343	36	0	36	10.50%	
1910(明治43)年	305	17	322	41	2	43	13.35%	
1911(明治44)年	297	15	312	36	1	37	11.86%	
1912(明治45)年	253	17	270	23	2	25	9.26%	
1913(大正2)年	274	19	293	33	2	35	11.95%	
1914(大正3)年	258	14	272	27	2	29	10.66%	
1915(大正4)年	283	21	304	38	6	44	14.47%	
1916(大正5)年	260	6	266	34	1	35	13.16%	
1917(大正6)年	242	8	250	18	2	20	8.00%	
1918(大正7)年	240	11	251	27	2	29	11.55%	
1919(大正8)年	225	8	233	38	2	40	17.17%	
1920(大正9)年	248	15	263	42	4	46	17.49%	
1921(大正10)年	502	10	512	60	1	61	11.91%	※2
1922(大正11)年	1,015	39	1,054	77	5	82	7.78%	※3
1923(大正12)年	967	54	1,021	136	5	141	13.81%	
1924(大正13)年	270	114	384	132	17	149	38.80%	※4
1925(大正14)年	1,122	153	1,275	108	18	126	9.88%	

1926(大正15)年	1,495	182	1,677	119	8	127	7.57%	
1927(昭和2)年	1,122	26	1,148	76	13	89	7.75%	※5
1928(昭和3)年	1,672	196	1,868	65	11	76	4.07%	
1929(昭和4)年	1,129	208	1,337	61	7	68	5.09%	
1930(昭和5)年	1,110	192	1,302	89	1	90	6.91%	
1931(昭和6)年	1,100	160	1,260	78	11	89	7.06%	
1932(昭和7)年	1,062	37	1,099	89	3	92	8.37%	
1933(昭和8)年	940	79	1,019	84	0	84	8.24%	
1934(昭和9)年	885	42	927	73	5	78	8.41%	
1935(昭和10)年	764	44	808	67	3	70	8.66%	
1936(昭和11)年	733	42	775	70	3	73	9.42%	
1937(昭和12)年	658	38	696	65	4	69	9.91%	
1938(昭和13)年	603	43	646	58	4	62	9.60%	
1939(昭和14)年	610	43	653	54	3	57	8.73%	
1940(昭和15)年	645	45	690	48	4	52	7.54%	
1941(昭和16)年	(これ以降、記録なし。)							
合計	23,852	2,075	30,017	2,257	187	2,768	10.68%	

[備考]

※ 『文部省年報』を参照して作成。

※ 数値には、他の学科目に重複して出願したり、合格したりした者を含んでいる。

※1 これより「国語漢文（国語及漢文）」の受験者。男女の別に関しては1906年まで記録なし。

※2 これより「国語科」のみの受験者。

※3 これより試験の年2回実施が始まる。

※4 この年の受験者および合格率が前後の年と大幅に異なる理由については現在調査中である。

※5 これより再び年1回の実施に戻る。

2 合格者の免許状取得者に占める割合

次に「文検国語科」が果たした機能について、他の方法による免許取得者との比較から考えてみたい。(表3)は、中等教員の教員免許状を取得するための3つのルートごとに、「国語（及漢文）科」の教員免許状の取得状況の変遷をまとめたものである。これによって「文検国語科」という制度が戦前における中等教育の「国語科」および「国語科」教員養成に果たした役割を掴むことが出来るのではないだろうか。

これをみると、1907（明治40）年頃までは、無試験検定と「文検」との合格者はほぼ拮抗している。この時期における検定を要さない（すなわち第1のルートにおける）教員免許状取得者数に関するデータがないため正確な数値を割り出すことはできないが、1907（明治40）年以降における免許状取得者数から類推しても、「国語科」の免許状取得者のうち、30%程度は「文検国語科」合格者であったと推測される。

その後は徐々に第1のルートによる免許状取得者の増加に伴って、「文検国語科」の合格者が占める割合は減少するものの、1920年代前半までは20%前後を維持している。1920年代の後半にいたって、無試験検定による免許状取得者が急激に増加する一方、「文検国語科」は試験が年1回開催となったこともあって受験者そのものが減少し、結果として合格者および免許状取得者に占める割合ともに急激に減少していくこととなった。しかし第1のルートと比較した場合、少なくともその半数程

度の合格者を毎年出し続けており、資格試験として一定の役割を果たしていたことがわかる。

さらに忘れてはならないのは、この合格者の背後には、(表1)で示したような多くの不合格者の群れがいるということである。指定学校や許可学校における免許取得の場合、年によってある程度ばらつきはあるものの、基本的に出願者の大多数がその免許状を取得することになる。それに対して、「文検国語科」の合格率は、先にも述べたように、最後まで10%程度にとどまっていた。すなわち合格者の10倍近い教員志望者にとって、「文検国語科」は「隠れた教員養成機関」であり、彼らの教員への希望を繋ぎとめていたともいえるのである。

(表3)「国語科」免許取得者に占める「文検国語科」合格者の割合

年度	A	B	C	D	E	年度	A	B	C	D	E
1895(明治28)年	-	10	22	-	-	1920(大正9)年	108	88	46	242	19.01%
1896(明治29)年	-	1	22	-	-	1921(大正10)年	112	138	61	311	19.61%
1897(明治30)年	-	45	29	-	-	1922(大正11)年	93	120	82	295	27.80%
1898(明治31)年	-	51	41	-	-	1923(大正12)年	169	242	141	552	25.54%
1899(明治32)年	-	80	57	-	-	1924(大正13)年	207	226	149	582	25.60%
1900(明治33)年	-	16	39	-	-	1925(大正14)年	252	350	126	728	17.31%
1901(明治34)年	-	13	45	-	-	1926(大正15)年	174	693	127	994	12.78%
1902(明治35)年	-	38	46	-	-	1927(昭和2)年	108	1,137	89	1,334	6.67%
1903(明治36)年	-	33	44	-	-	1928(昭和3)年	245	1,233	76	1,554	4.89%
1904(明治37)年	-	60	48	-	-	1929(昭和4)年	205	1,496	68	1,769	3.84%
1905(明治38)年	-	66	55	-	-	1930(昭和5)年	179	1,554	90	1,823	4.94%
1906(明治39)年	-	65	47	-	-	1931(昭和6)年	147	1,699	89	1,935	4.60%
1907(明治40)年	59	56	56	171	32.75%	1932(昭和7)年	85	1,479	92	1,656	5.56%
1908(明治41)年	86	73	63	222	28.38%	1933(昭和8)年	84	1,939	84	2,107	3.99%
1909(明治42)年	50	76	36	162	22.22%	1934(昭和9)年	124	1,400	78	1,602	4.87%
1910(明治43)年	68	50	43	161	26.71%	1935(昭和10)年	116	1,235	70	1,421	4.93%
1911(明治44)年	84	44	37	165	22.42%	1936(昭和11)年	129	1,255	73	1,457	5.01%
1912(明治45)年	87	64	25	176	14.20%	1937(昭和12)年	103	1,203	69	1,375	5.02%
1913(大正2)年	91	78	35	204	17.16%	1938(昭和13)年	-	-	62	-	-
1914(大正3)年	136	73	29	238	12.18%	1939(昭和14)年	111	980	57	1,148	4.97%
1915(大正4)年	106	67	44	217	20.28%	1940(昭和15)年	117	898	52	1,067	4.87%
1916(大正5)年	99	80	35	214	16.36%	1941(昭和16)年	-	-	-	-	-
1917(大正6)年	125	71	20	216	9.26%	1942(昭和17)年	-	-	-	-	-
1918(大正7)年	102	81	29	212	13.68%	1943(昭和18)年	-	-	-	-	-
1919(大正8)年	109	92	40	241	16.60%	1944(昭和19)年	-	-	-	-	-

[備考]

* 『文部省年報』によって作成した。

* A～Eの記号は以下の意味を表している。

A：検定を要さない「国語（及漢文）」の免許状取得者

B：無試験検定による「国語（及漢文）」の合格者

C：「文検国語科」の合格者

D：A～Cの合計

E：C/D（各年度の「国語科」免許状取得者における「文検国語科」合格者の割合）

* 1895年から1906年は、検定を要さない免許状取得者の数について記録がない。

* Aの数値は、学科目別人員を用いている（他の免許を同時に取得したものも含んでいる）。

* 1920年までは、「国語」の免許状を取得した者は（他の免許状を重複して取得した者も）すべてカウントしている。

* 1921年以降は、「国語」のみの免許状を取得した者をカウントしている（「漢文」のみの免許状取得者は含まない）。

VI 今後の課題

法令の変遷や受験者数に関するデータを通じて、「文検国語科」の制度的な骨格をある程度は掴むことができた。法令の変遷については、「文検」制度における「国語科」が「漢文科」と密接に関連し、1つの科目として行われることすらあったのに対し、（中等学校の法令においては一科目として扱われているにもかかわらず）「習字科」とは一線を画していたことなどを確認した。また受験者数や合格者数に関するデータの分析では、「文検国語科」が有資格者を選び出す試験制度として一定の機能を持ち続けただけでなく、合格者の10倍にのぼる不合格者を含めた多くの中等学校「国語科」教員志望者にとって、「隠れた教員養成機関」としての機能を有していた可能性を示すことができた。

しかし今回行った作業については、「文検国語科」の実態を解明する上での極めて基礎的なものに過ぎない。とくにこの「文検国語科」が「隠れた教員養成機関」として本当に機能していたのかどうかを見極めるためには、そこでどのような「養成」が行われたかを明らかにする必要がある。具体的に言えば、教員養成機関の教師にあたる「試験委員」の特定、テキストにあたる「試験問題」の分析、そして受験生たちの具体的な「学び」の実態解明が当面の課題となる。さらにこれら三者が関わりあうなかで、中等学校における「国語科」がどのように捉えられてきたかをみていく必要がある。このような作業を通じて、「国語科」特有の問題により具体的に迫っていくことができると考えている。

注

- 1) 峰地光重『新訓導論』教育研究社、1927年（『峰地光重著作集』第5巻、けやき出版、1981年）、41頁。
なお下線は引用者による。
- 2) 寺崎昌男・「文検」研究会編『「文検」の研究——文部省教員検定試験と戦前教育学』学文社、1997年、3頁。
- 3) この点について、寺崎昌男は次のように述べている。

共同研究の経過の中でまことに残念でありかつ読者にお詫びしなければならないのは、「国語」についての章を完成できなかったことである。共同研究発足当初は担当者が決まっていたが、私的事務のため途中で辞退された。その後、編者である寺崎自身がこれを担当する覚悟を決め、全員の協力によって試験問題や参考書、出題委員の経歴や意見なども膨大に集めることができた。日本教育学会61回大会ではあえて中間報告も行った。受験者・合格者の学習体験と合格後の動向に関しては、「国語」を主題的に取り上げた分析ができたとはいえ、試験問題については、専攻を異にする分野のため徹底的な分析ができず、自信を持ってないまま、最後の段階で文章化を諦めざるをえなかった（寺崎昌男・「文検」研究会編『「文検」試験問題の研究——戦前中等教員に期待された専門・教職教養と学習』学文社、2003年、530頁）。

- 4) この点について、当時の受験案内書では次のように説明されている。

「文検」といふのは文部省施行の教員検定試験を略称したものでありまして、これには現在実業教員・中等教員・高等教員の三種がありますが、単に「文検」と言へば中等教員試験を指すことになつて居ります。高等教員のものを「高教」、実業教員のものを「実教」といふ人もありますが、中等教員のが最も古い歴史をもつて居るために、単に「文検」と言へば自然にこれを意味するやうになつて居る訳であります（小林忠雄『文検国語科精義』東洋図書、1935年、3頁）。

- 5) 2) に同じ, 36頁。
 6) 寺崎昌男・「文検」研究会編『「文検」試験問題の研究——戦前中等教員に期待された専門・教職教養と学習』学文社, 2003年, 287頁。
 7) 西川良一『文検国語科の新研究』文泉堂書房, 1935年, 13頁。
 8) 4) において紹介した小林忠雄は, 7) の西川とほぼ同一の表を用いて, 「文検」制度を説明しているが, その際, 次のように述べている。

現行の規程によれば, 小学校を卒業した者ならば, 何人と雖も純独学をもつて高等学校教授にまで進むことが出来るやうになつて居ります。(中略) 其の如何なる進路によるかは勿論各自の任意であります, 道は既に拓かれて居るのでありますから, 有為の諸君は此の向上の一路を奮迅せられたいものであります(前掲『文検国語科精義』8-9頁)。

- 9) このときの「国語科」と「漢文科」の分離は, 受験生にとって極めて有利に働くものと考えられたようである。当時の受験案内書には, 次のように述べられている。

又受験者にとって福音と言ふべきものは大正十年度から国語漢文科の一科が二科に分離せられた事である。所謂二兎を追ふ者は一兎を獲ずの譬に洩れず, 国語と漢文の合併の受験は少し辛かつた。然るに今度は一科づゝ受験せられる事となつたのであるから益々受験に好都合と言はねばならぬ。(石川誠『文検受験用 国語科受験者のために』大同館書店, 1923年, 3頁)。

- 10) その数少ない女性合格者のなかに戦後における代表的な国語教育実践者として知られる大村はまが含まれていることはあまり知られていないかもしれない。彼女の場合, 出身校である東京女子大学が当時無試験検定を受ける許可を得ていなかったため, 中等学校教員となるために「文検国語科」を受ける必要があった。大村は次のように述べている。

昭和三年三月, 卒業。不況で就職難の時代のことで, すぐには勤められなかった。家で, 文検といった, 文部省の中等教員の検定試験の準備で猛勉強にはいった。当時の東京女子大学では, まだ, 無試験で教員免許状を受けることができなかった。(中略)

このようなくあいで, 長野県諏訪高女に赴任。文検は十月予備試験, 十一月本試験にさいわい合格して, 翌昭和四年二月, 免許状を得て, 晴れて教諭になった(大村はま「今日の日まで」, 『大村はま国語教室』別巻, 筑摩書房, 1983年, 364-365頁)。

追記

※本研究は, 文部科学省科学研究費補助金(若手研究(B) 課題番号16730424)の交付を受けて行なった研究成果の一部である。

※本稿は, 全国大学国語教育学会第104会大会(2003年5月), 同第107回大会(2004年10月)および鳥取大学地域学部地域教育学科公開イベント「ちいきりんりん」(2005年3月)での発表をもとに加筆修正を加えたものである。

※本研究を行なうにあたって, 神戸大学発達科学部船寄俊雄教授より多くの資料を提供していただいた。記して感謝の意を表したい。

(2007年5月11日受付, 2007年5月18日受理)